

地域福祉とは ～自助・共助・公助の考え方～

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、行政による福祉施策の充実とともに、住民、福祉関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等が互いに助け合い・支え合い、地域全体で福祉課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「地域福祉」を進めるにあたり、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携により、互いの力を合わせ地域福祉を推進していくことが重要となります。また、近年の多様化・複雑化する地域における福祉ニーズに対しては、地域福祉を進める上で、住民の助け合いによる「共助」が非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO等が多様な主体の協力関係を構築していくことが求められます。

地域福祉計画・ 地域福祉活動計画について

「地域福祉計画」は、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けた「理念」と「仕組み」を定めることで、地域福祉の基本的な方向を定める計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となり、地域住民、ボランティア、NPO、福祉・保健等の関係団体や事業者等が協働し、地域福祉を推進することを目的とした住民組織等が実践する具体的な活動内容を定める民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条の中で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されており、地域住民やボランティア、福祉関係者、行政等と連携しながら地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

計画の期間

本計画の期間は、平成30年度～平成35年度までの6か年とし、平成32年度を中間の見直し年度と位置づけます。また、法制度等の改正等があった場合は、見直しを柔軟に対応することとします。